

金融の自由化・国際化の進展

1. はじめに

清水雅志

我が国の金融・資本市場は、近年・急ピッチで自由化、国際化が進展しており、いわば歴史的な変革の過程にある。このような金融の自由化・国際化の動きは今や世界的な潮流となっており、欧米主要国を中心とする世界の金融・資本市場全体を巻き込んだ非常に大きなうねりとなって進行している。

各国における為替管理の緩和・撤廃等の自由化措置の進展を通して、国際的な資本移動が急速に拡大しており、また、各国の金融機関の海外進出や国際金融業務への積極的な参入が図られてきた。この結果、24時間休みなく金融取引が行われるなど、各国金融・資本市場は急速に相互依存関係を強めつつあり、世界の金融・資本市場の一体化（グローバル化）が着実に進行している。このような金融・資本市場の一体化の進展に伴い、資金の運用・調達主体にとってはその資金の運用・調達をどこで行うかは、専ら各国市場が提供する金融サービス、金融商品の有利性、利便性等に依存することとなってきている。このような状況の下で、仮にそれぞれの市場において固有の閉鎖的な業務面、制度面での規制を温存し続けた場合には、海外からの資金のアクセスを妨げるのみならず、本来国内市場で行われるべき金融取引までもが海外に逃避し、いわゆる「国内市場の空洞化」を招来する恐れがある。このような状況を踏まえ、近年、各国においては、自国の金融・資本市場を国際的に通用する市場に育成するため、既存の規制、慣行の見直しを行い積極的に自由化・国際化を進めている。我が国の金融・資本市場についても、こうした国際的な潮流を踏まえ自由化・国際化を推進していくことが重要である。特に、我が国経済が世界経済の中にあってますます重要度を増し、諸外国からはそれに見合った役割の向上が求められている。我が国市場がニューヨーク、ロンドンと並び称される世界の三大金融センターの一員として、金融面においてもその地位にふさわしい役割を果たしていくことが求められており、こうした面からも世界経済の発展に貢献していく責務を負っている。

また、国内経済の観点からみた場合にも、金融の自由化・国際化は、国民の金融サービスに対するニーズの多様化、高度化に対応するとともに、より一層の競争原理の活用を図ることにより、我が国経済の効率化と発展に資するものと考えられる。家計においては、金融資産の蓄積が急速に進み金利選好意識が一段と高まっている。また、企業においても、高度成長から安定成長への移行に伴って資金不足が縮小する中、外部資金依存度が低下し、また、海外起債の増大などに示されるように資金調達手段の多様化が進んでおり、こうした中で、従来にも増してより機動的・効率的な財務管理に腐心するようになってきている。このような各経済主体の多様化・高度化する金融サービスに対して、金融機関が的確に対応し得るような金融システムとなるよう自由化・国際化を推進していく必要がある。

以上のような観点にたつて、これまでも昭和59年5月の「日米円ドル委員会報告」、 「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」、60年7月の「金融・資本市場に係るアクション・プログラム骨子」、さらには62年6月の「金融・資本市場の自由化・国際化に関する当面の展望」等の諸指針を示しつつ、諸規制の緩和・撤廃を図り、金融の自由化・国際化を着実に推進してきているところである。

金融の自由化・国際化は、今後とも前向きに取り組んでいくべき課題である。しかしながら、金融の自由化・国際化は、他方、金融機関の競争を激化させるとともに、各種リスクの増大をもたらすなど、その経営環境を厳しいものとする面を有している。従って、金融の自由化・国際化を進めていくに当たっては、金融機関の健全性の確保、金融システム・信用秩序の維持が極めて重要な課題であるといえよう。自由化に伴って生ずるこうした問題については、これまでの自由化の過程においても十分認識されており、行政面でもこれに対応した環境整備を着実に進めてきたところである。しかしながら、前述のように、近年、金融のグローバル化が急速に進展し、各国市場間の相互依存関係が強まるにつれて、一国の信用秩序を維持するためには国際的なレベルでの金融システムの安定性を確保していくことが不可欠の前提であるとの認識が高まってきている。こうした観点から、各国の金融監督当局の間で国際的な協調を強化・推進していこうとの気運が高まってきており、その意味で、昨年7月、バーゼルにおいて先進主要国の間で自己資本比率規制の国際的統一に関して合意に達したことは極めて重要なステップで

あったといえよう。

以下、本稿においては、預金金利の自由化や金融先物市場の整備等の最近における金融自由化措置、新たな自己資本比率規制、さらには現在金融制度調査会において検討が進められている制度問題について概括することとした。

金融自由化の進捗状況

	「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」 「円ドル委員会報告書」 (59年5月)	「アクション・プログラム」 (60年7月)		「金融・資本市場の自由化, 国際化に関する当面の展望」 (62年6月)			
	~ 昭和59年	60年	61年	62年	63年	平成元年 ~	
1. 金利の自由化							
(1) 預金金利の自由化 イ. C D	(54/5導入)(59/1)	(60/4) (60/10)	(61/4) (61/9)	(62/4) (62/10)	(63/4)		
・最低発行単位	5億円 → 3億円	→ 1億円			→ 5,000万円		
・期間	3~6か月	→ 1~6か月	→ 1か月~1年		→ 2週間~2年		
・発行枠 (対自己資本)	10% → → → 75% → → (四半期毎に順次拡大)	→ 100% → 150%	→ 200% → 250%	→ 300% → 当分の間撤廃 [外銀は撤廃]			
ロ. MMC		(60/3導入)	(61/4) (61/9)	(62/4) (62/10)			
・最低預入単位		5,000万円	→ 3,000万円	→ 2,000万円 → 1,000万円			
・期間		1~6か月	→ 1か月~1年	→ 1か月~2年			
・預入枠 (対自己資本)		75% → 150%	→ 200% → 250%	→ 300% → 撤廃 [外銀は撤廃]			
・上限金利		CD - 0.75%		→ [~1年] CD - 0.75% [1~2年] CD - 0.5%			
ハ. 大口定期預金		(60/10)導入)	(61/4) (61/9)	(62/4) (62/10)	(63/4) (63/11)	(元年/4) (元年/10)	
・最低預入単位		10億円	→ 5億円 → 3億円	→ 1億円	→ 5,000万円 → 3,000万円	→ 2,000万円 → 1,000万円	
・期間		3か月~2年		→ 1か月~2年		(予定) (予定)	
ニ. 小口定期預金			(61/5) ・金融問題研究会報告 「当面、過渡期の措置として小口の市場金利連動型預金を創設することから小口預金金利自由化を開始することが現実的」	「当面の展望」(62/6) 「預金金利の自由化については、引き続き、対象となる預金の小口化等を推進する。その際、郵便貯金とのトータル・バランスの確保等の環境整備を前提として、小口の市場金利連動型の預金の創設を含めた具体的展望をできる限り早く得るべく検討を進める。」	(63/12) ・元年春の官民共通の小口MMC導入を決定 (最低発行単位：300万円 期間：3月, 6月, 1年, 2年, 3年 (3月, 2年, 3年は秋導入) 上限金利： 3月 CD - 1.75% 6月 CD - 1.25% 1年 CD - 0.75% 2年 CD - 0.5% 3年 長国 - 0.7%)		

(2) その他の金利自由化						
	～昭和59年	60年	61年	62年	63年	平成元年～
2. 金融商品の多様化	(55/1) ・ 中国ファンド (58/5) ・ 変動金利住宅ローン (56/6) (59/4) ・ 期日指定定期預金 ・ ビッグ (56/10) ・ ワイド (普通預金と中国ファンドの振替サービス)	(60/12) ・ 新型金銭信託 [ヒット]	(61/2) (61/10) ・ 短期国債 ・ 変額保険	(62/11) ・ CP 「当面の展望」(62/6) 「金融機関の業務については、多様化・高度化している内外の金融に対するニーズに応えるとともに、金融の自由化・国際化の進展にも対応し引き続き自由化・弾力化に努める。 特に、新しい金融商品や金融サービスの開発、金融のエレクトロニクス化については、積極的に推進する。」	(63/11) ・ 住宅ローン債権信託	
3. 金融機関業務の多様化・自由化 (1) 公共債の窓口販売及びディーリング	(58/4) ・ 長国等窓販開始 (58/10) ・ 中国・割国窓販開始 (59/6) ・ 都銀等34行がディーリング開始	(60/6) ・ 地銀44行 相銀1行がディーリング開始 ・ ディーリング認可 金融機関の日本相互証券への参加	(61/6) ・ 地銀10行 相銀29行 信金6庫(全信連を含む) 商工中金1庫がディーリング開始	(62/6) ・ 相銀38行 信金24庫がディーリング開始	(63/6) ・ 信金6庫がディーリング開始 (63/12) ・ 信金5庫がディーリング開始	
(2) その他の業務	(59/4) ・ 実需原則撤廃 (59/6) ・ 円転規制撤廃	(60/6) ・ 証券会社による CD流通取扱い開始	(61/5) ・ 消費者金融店舗の創設 (61/8) ・ CD機等の土曜日休業日稼働 (61/12) ・ オフショア市場発足	(62/4) ・ 消費者金融コーナーの創設		

	～昭和59年	60年	61年	62年	63年	平成元年～
(3) 付随・周辺業務 (関連会社業務の 弾力化)	(58/8) ・ 抵当証券業務 (59/4) ・ クレジットカード業務	(60/3) ・ 投資顧問業務 (60/11) ・ コンピュータソフトの 販売業務 ・ CD機等の現金詰め替え 業務	(61/2) ・ VAN業務	(62/3) ・ キャッシュカードと銀行系 クレジットカードの一枚化 ・ キャッシングサービス範囲 の拡大 (62/12) ・ 抵当証券業規制法成立	(63/11) ・ 抵当証券業規制法施行 抵当証券保管機構業務開 始	
4. 金融制度の在り方		(60/9) 金制・制問研 審議開始		(62/2) ・ エレクトロバンキング 専門委審議開始 (62/7) ・ 消費者信用専門委員会 中間報告 (62/12) ・ 抵当証券業規制法成立 (62/12) ・ 金制・制問研報告	(63/2) ・ 金制・金融制度第一・第 二委員会審議開始 (63/6) ・ 金融制度調査会答申 ・ エレクトロバンキング 専門委中間報告 (63/9) ・ 金融リスク専門 委員会審議開始	(元年/2) ・ 相互銀行の普通銀行転換 (52行/68行) (元年/4) ・ 同 (10行/68行)
5. 金融市場の整備・拡充			(61/2) ・ 短期国債の発行開始	「当面の展望」(62/6) 「短期資金の円滑な調達・運用の手段を確保していく見地 から、今後とも短期金融市場の拡充等を図っていく。」 (62/8) ・ 最低取引単位引下げ (1億円 5,000万円) ・ 主権免税機関に対する取得 時源泉税還付方式の導入		
(1) 短期金融市場 イ．短期国債	(59/6) ・ 金制小委員会中間報告	(60/6) ・ 市場発足	(61/4) ・ 証券会社による流通取扱い 開始	(62/5) ・ 最低取引単位引下げ (1億円 5,000万円) ・ 最長手形期間延長 (6か月～1年) (62/10) ・ 印紙税軽減 〔 階級定額税率 定額税率 〕 200円		
ロ．円建BA市場						

	～昭和59年	60年	61年	62年	63年	平成元年～
八．CP市場				(62/4～5) ・ CP懇談会 (62/5) ・ 証取審・金制総会了承 (62/11) ・ 国内CP市場発足	(63/1) ・ サムライCP発行解禁 (63/12) ・ 国内CPの見直し ・ サムライCPの見直し	
二．インターバンク市場		(60/7) ・ 無担コール創設 (60/9) ・ 無担コール 2～3週間物新設	(61/8) ・ 無担コール ウィークエンド物新設	(62/7) ・ 無担コール 2～6日物新設	(63/11) ・ 手形取引 1か月未満物導入 (1週間物以上) ・ 無担コール 1か月以上物導入 (6か月物まで)	
(2) 長期金融市場				(62/6) ・ 私募債市場の自由化 (62/7) ・ 債券格付け制度の導入 (62/11) ・ 10年利付き国債引受額入札 方式導入		(元年/4) ・ 10年国債の各月発行額の 40%に価格競争入札を導入
(3) 先物市場		(60/6) ・ 証取法改正法成立 (60/10) ・ 債券先物市場発足（東証）		(62/5) ・ 証取審報告（株価指数先物 取引、証券オプション取引 の導入等） ・ 金融機関等による海外金融 先物・先物オプションの自 己取引を自由化 (62/6) ・ 株式先物取引開始（大証） (62/11) ・ 金制・金融先物専門委員会 報告 〔外為審の金融先物部会 との合同報告書〕	(63/3) ・ 金融機関等による海外金 融現物オプションの自己 取引を自由化 (63/5) ・ 金融先物取引法成立 ・ 証取法改正法成立 (63/9) ・ 株価指数先物取引開 始	
(4) ユーロ円市場 イ．ユーロ円貸付	(59/6) ・ 短期ユーロ円貸付の自由化	(60/4) ・ 非居住者向け中長期ユーロ円 貸付の自由化				

	～昭和59年	60年	61年	62年	63年	平成元年～
ロ．ユーロ円CD及びユーロ円CP	(59/12) ・ユーロ円CD発行開始 〔期間6か月以内国内 持込禁止〕		(61/4) ・ユーロ円CD最長発行期間の 延長 〔6か月 1年〕	(62/11) ・ユーロ円CPの発行解禁	(63/4) ・ユーロ円CDの最長発行期 間の延長 〔1年 2年〕 (63/12) ・ユーロ円CPの見直し	
(5) オフショア市場		(60/9) ・外為審答申	(61/12) ・オフショア市場発足			(元年/4) ・規制緩和措置 〔1日単位の入出超 規制緩和 ・非居住者性等の確認 手続の簡素化〕
6. 外国金融機関の参入等 (1) 外銀の信託業務参入	(59/4) ・参入形態・選別基準等発表	(60/6) ・参入行発表（9行）	(61/5) ・全行営業開始済（9行）			
(2) 外国証券業者等の 対日進出		(60/12～) ・ユニバーサルバンク系証券会 社の支店免許	(61/2) ・外国証券会社6社を含む10 社が東証会員権取得	(62/6～) ・外資系投資顧問会社に対 し、投資一任業務認可 (62/8～) ・米国商業銀行系証券会社の 支店免許	(63/5) ・外国証券会社16社を含む 22社が東証会員権取得	
(3) 国債市場への アクセス拡大	(59/4～) ・外銀がシ団参加 (59/6～) ・外銀が窓販開始 (59/10～) ・外銀がディーリング開始			(62/4) ・中国入札参加資格の緩和 ・外銀のシ団参加要件の緩和 ・外銀の引受シェアの引き上 げ ・(62/9) 20年国債の公募入札方式へ の切り換え ・(62/11) 10年国債に引受額入札方式 導入	(63/10) ・外銀・外証の引受シェア の引上げ	(元年/4) ・10年国債の各月発行額の 40%に価格競争入札を導入 ・外証4社をシ団幹事に選任

	~ 昭和59年	60年	61年	62年	63年	平成元年 ~
7. 金融自由化の環境整備		(60/6) ・ 金制答申 「金融の自由化の進展とその環境整備」	(61/5) ・ 預金保険法等改正法成立 [7/1 施行] ・ 経営諸比率の見直し実施	(62/1) ・ 英・米両国による自己資本比率に関する共同提案 (62/12) ・ バーゼル委員会の報告書 [自己資本比率規制の国際的統一に関する具体的提案]	(63/7) ・ バーゼル委員会の最終報告書公表 [自己資本比率規制の国際的統一に関するバーゼル最終合意] (63/12) [自己資本比率規制の国際的統一に関する国内適用通達を各金融機関に対し発出]	
				「当面の展望」(62/6) 「我が国銀行等の各国金融市場における活動が適切に行われることに一層の関心を払いつつ、銀行監督の国際的協調への努力に積極的に参画し、我が国銀行の自己資本比率の向上に努める。」		

2. 金利の自由化

(1) 預金金利の自由化

金融自由化の一つの柱である預金金利の自由化については、従来より前向きに取り組んできているが、その際、信用秩序に混乱をもたらさないよう金融機関、とくに中小金融機関経営に与える影響に配慮しつつ漸進的に進める必要があるため、大口のものから順次段階的かつ着実に推進すると基本スタンスで臨んできたところである。59年5月の「日米円ドル委員会報告」及び「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」においては、「自由金利商品であるCDの一層の弾力的取扱い(一層の小口化,発行枠の拡大,期間の短縮),市場金利連動型商品(MMC)の創設等により、順次大口預金金利の規制の緩和ないし撤廃を進め、最後に小口預金金利の自由化の検討を行う」との展望が示され、この方針に沿ってMMCの導入やCD発行枠の拡大等の自由化措置が講じられた。また、60年7月の「市場アクセス改善のためのアクションプログラムの骨格」において、「62年春までには、大口預金金利規制の緩和及び撤廃を実現することとされ、大口定期預金金利規制の撤廃、MMC、CDに関する規制の緩和について具体的なスケジュールが打ち出され、この方針に沿って自由化が進められた。さらに、62年6月の「金融・資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望」では、大口預金金利の一層の自由化の推進に加え、小口預金金利の自由化についても「小口の市場金利連動型の預金の創設を含めた具体的展望をできる限り早く得るべく検討を進める」との方向性が示された。小口市場金利連動型預金(小口MMC)については、昨年12月、今春に導入することで関係者の合意が得られたところである。

以上のように、預金金利の自由化については、大口のものから順次段階的に推進しているが、この間の経緯をやや詳しくみると以下の通りである。

大口預金金利の自由化

まず、CDについては54年5月に最低発行単位を5億円としてスタートしたが、その後、59年1月3億円、60年4月1億円、さらに63年4月に5,000万円へと順次引き下げられたほか、発行期間についても当初の3~6ヶ月から順次拡大され(60年4月1~6ヶ月、61年4月1ヶ月~1年)、63年4月には2週間~2年へと広げられた。この間、金融機関の発行枠(対自己資本)についても段階的に引き上げられ、62年4月に自己資本の250%から300%に拡大(在日外銀に対しては枠を撤廃)し、さらに62年10月には発行枠は撤廃された。

また、MMCについては、当初(60年3月導入)、最低預入単位5,000万円、預入期間1~6ヶ月としてスタートしたが、その後、最低預入単位については、61年9月3,000万円、62年4月2,000万円、62年10月1,000万円へと逐次引き下げられたほか、預入期間についても、61年4月1ヶ月~1年、62年4月1ヶ月~2年へと拡大されている。また、預入枠についても当初自己資本の75%からスタートして順次拡大が図られ、62年10月には撤廃された(外銀については同年4月に撤廃)。

次に、大口定期預金については、60年10月、預入期間3ヶ月~2年以内、預金単位10億円以上のものについて自由化された。その後、預入期間については、62年10月に最短期間が1ヶ月に短縮されたほか、最低預入単位についても段階的に引き下げられており(61年4月5億円、61年9月3億円、62年4月1億円、63年4月5,000万円、63年11月3,000万円)、本年4月以降2,000万円となっている。今後も、今秋に、最低預入単位を1,000万円に引き下げることが予定されている。

小口預金金利の自由化

以上のように今秋を展望すると、1,000万円以上のいわゆる大口の定期性預金の分野については、預金金利の自由化がほぼ達成されることとなり、今後はいよいよ小口預金金利の自由化の段階を迎えることとなる。小口預金金利の自由化に関しては、アクション・プログラム(60年7月)において、「預金者保護、郵便貯金とのトータル・バランス等の環境整備を前提として、具体的諸問題について早急に検討を進め、大口に引き続き自由化を推進する」との方針が示された。これを受けて同年10月以降、学識経験者で構成される金融問題研究会において、小口預金金利の自由化を巡る諸問題について幅広い検討が行われ、翌61年5月に報告書がとりまとめられた。

同報告書は、小口預金金利自由化の意義、小口預金の特性、自由化の影響等について分析を行った上で、「預金金利自由化の本来の目的が金融機関相互の競争を促進し我が国金融の一層の効率化を図ることにある点を考慮すると、効率性の観点からは小口預金金利の自由化の最終的な姿として、完全金利自由化が行われ、多様な金融

商品・金融サービスが提供されることが望ましい」としながらも、「戦後一貫して預金金利規制が続けられており、現在の金融制度・慣行や信用秩序の維持等がこれを前提に構築されてきたことを考えると、金融機関のみならず預金者にとっても、小口預金金利の自由化という金融環境の重大な変化に対応していくにはある程度の時間が必要と考えられることや、小口預金者には情報コスト等が高いという特性があること、現在、目的や存在基盤が違っている中小金融機関、農林漁業金融機関等数多くの金融機関や官業としての郵便貯金が存在しているという事情等を考慮すれば、当面、過渡期の措置として小口の市場金利連動型預金を創設することから小口預金金利自由化を開始することが現実的である」と結論づけている。

小口預金金利の自由化を進めるに当たっては、特に、個人預貯金の3割以上のシェアを有する郵便貯金の存在を無視しえないところであるが、この点について同報告書は、「金利自由化が市場原理の徹底であることを考慮すれば、官業としての郵便貯金について、金利、税制、手数料その他民間金融機関とのトータル・バランスが図られることが必要である。また、定額貯金等の郵便貯金の商品性を見直しや一定のルールに基づき市中金利に追随し弾力的に金利が決定されることが必要である」と述べられている。

この金融問題研究会報告さらには前述の「金融・資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望」（62年6月）等を踏まえ、関係者間での検討が進められた結果、昨年12月、今春から官民共通の商品として小口MMCが導入されることとなった。今回の小口MMC導入により、預金金利自由化は一段と前進したものと考えられ、金融の一層の効率化に資するほか、小口預金者も自由な市場金利を享受できるようになる点で極めて意義深いものと思われる。今回の小口MMC導入は小口預金金利自由化の第一歩であり、今後とも預金者の利益及び中小金融機関の経営に与える影響に配慮しつつ、小口MMCの最低預入単位を逐次引き下げる等、順次段階的に自由化を進めていくこととなるが、今後のさらなる金利自由化の進め方についての展望を得るため、金融問題研究会において、1,000万円未満の今後の金利自由化、流動性預金金利の自由化、将来における臨時金利調整法の金利規制のあり方等の諸問題について検討が開始されたところである。

今春より導入されることとなった小口MMCの概要は以下の通りである。

イ 商品の種類

3月、6月、1年、2年及び3年の定期預貯金とする。

ロ 実施時期

- ・6月及び1年平成元年春（6月頃）
- ・3月、2年及び3年平成元年秋（10月頃）

ハ 最低預入金額

当初300万円とし、以降、預金者の利益及び民間金融機関の経営への影響に配慮しつつ、逐次段階的に引下げを図る。

ニ 利率の最高限度

- | | | | | | |
|-----|----------|-------|-------|------|-------|
| ・3月 | 譲渡性預金利率 | ----- | 1.75% | } 単利 | |
| ・6月 | ” | ” | ----- | | 1.25% |
| ・1年 | ” | ” | ----- | | 0.75% |
| ・2年 | ” | ” | ----- | | 0.5% |
| ・3年 | 長期国債表面利率 | --- | 0.7% | | 半年複利 |

なお、2年以下の小口MMCの利率は、3年小口MMCの利率を上回らないものとする。

ホ なお、小口MMCの実施に伴い、10年間預入時の利率が保証される定額郵便貯金については、長期安定型商品として、3年経過時以降の利率は、急激な金利変動を緩和又は回避するため、低金利時においては3%を下回らないことを原則とし、また高金利時においては3年MMCの利率の概ね8割を上回らないことを原則とし、その時々金融情勢を勘案しつつ、決定するものとする。

(2) 預金金利自由化の影響

以上のような預金金利自由化の進展に伴って、金融機関の資金調達に占める自由金利調達比率が急速に上昇しており、金融機関ではこうした資金調達構造の変化に応じて、市場金利の変動に伴うリスクを回避する等の観点から貸出金利の付利方式を見直す気運が高まってきた。調達コストに一定の利鞘を上乗せして貸出を行ういわゆるスブ

レッド貸出はその一例であるが、さらに本年1月以降、新方式に基づくプライムレートを導入している。

そもそも民間金融機関の短期貸出金利は、臨金法告示上の最高限度の範囲内で各金融機関が自主的に決定しており、特に「信用度の特に高い手形の割引及び貸付」に適用される標準金利として短期プライムレートを設定している。従来のプライムレートは、公定歩合、規制預金金利の変更時に改訂されており、規制金利にリンクする形となっていた（ただし、実際の貸出金利は、この短期プライムレートを一つの基準として、顧客との相対交渉により預金歩留り等を勘案して設定されるいわゆる実効金利方式がとられていた）。新たに採用されたプライムレート決定方式は、各金融機関が規制金利調達、自由金利調達を含めた自己の総合的な資金調達コストをベースとして、その時々々の貸出市場の需給環境や市場金利動向などの要素を加味しつつ、総合的に判断して短期プライムレートを決定するというものである。なお、今回のプライム見直しに伴い預金・貸出両建取引の圧縮により資産の縮小が図られることが期待され、この点、新たな自己資本比率規制（後述）への対応に資するものと考えられる。

自由金利預金の割合（6業態ベース）

（単位：兆円，％）

	現金 + CD (A)	自由金利預金 (B)	(B)/(A)
61年3月末	336	40	11.9
62年3月末	358	65	18.2
63年3月末	412	110	26.7
元年1月末	432	152	35.2
都 銀	182	78	42.9
地 銀	115	34	30.0
信 託	12	7	62.3
長信銀	10	7	70.0
相 銀	49	15	30.2
信 金	65	11	16.3

（注）自由金利預金 (B) = 大口定期預金 + MMC + CD + 外貨預金

預金金利自由化について

	大口定期預金(自由金利定期預金) (60年10月導入)		市場金利連動型預金(MMC) (60年3月導入)			小口市場金利連動型預金(小口MMC) (平成元年春導入,官民共通商品)		
	単位	期間	金利	単位	期間	金利	単位	期間
60年10月	10億円	3か月~2年	CDレート - 0.75%	5,000万円	1~6か月			
61年4月	5億円			↓	1か月~1年			
61年9月	3億円			3,000万円				
62年4月	1億円			2,000万円	1か月~2年			
62年10月		1か月~2年	1年まで CD - 0.75% 1年超2年まで CD - 0.5%	1,000万円				
63年4月	5,000万円							
63年11月	3,000万円							
元年春 (4月)	2,000万円							
元年春 (6月)						6月, CD - 1.25% 1年, CD - 0.75%	300万円	6ヶ月 1年
元年秋 (10月)	1,000万円					6月, 1年は同上 3月, CD - 1.75% 2年, CD - 0.5% 3年, 国債クーポン - 0.7%(注)		3ヶ月 6ヶ月 1年 2年 3年

(注1) CD(54年5月導入)については,その金利は相対取引で決定される完全な自由金利であり,現在,単位は5,000万円,期間は2週間~2年である。

(注2) 2年以下の小口MMCの利率は,3年小口MMCの利率を上回らないものとする。3年物小口MMCのみ半年複利,他は単利。

3 . 短期金融市場の整備・拡充

我が国の短期金融市場は、かつてはコール、手形売買取引等のインターバンク市場が中心であり、オープン市場としては債券現先市場、CD 市場（54 年導入）等が存在するにすぎなかったが、近年、円建 BA 市場の創設（60 年）、短期国債の入札方式による発行開始（61 年）、国内 CP 市場の創設（62 年）、サムライ CP 発行解禁（63 年）等、新たな短期金融商品が導入され、オープン市場の厚みが増してきているほか、インターバンク市場においても、無担保コールの導入（60 年）及びその後の取引期間の多様化、手形市場の見直し（63 年）等の整備・拡充措置が実施されるなど、著しい変貌を遂げている。こうした一連の自由化措置により短期金融市場の規模は順調に拡大を続けており、最近では約 80 兆円に達しており、名目 GNP に対する比率も 20%を越えるまでに成長してきている。最近における主な動きをやや詳しくみると以下の通りである。

（1）国内 CP 市場の創設及びその見直し

コマーシャル・ペーパー（CP）とは、信用力のある企業が、無担保で短期資金調達のために市場において発行するものであるが、我が国においては、CP についての法的性格等について議論があったため、従来は発行されていなかった。しかしながら、56 年 5 月の銀行法改正時に、「国際化の進展に鑑み、金融商品の多様化を図る観点から、コマーシャル・ペーパー等についても前向きに法制面、実務面の検討を進めること」との附帯決議がなされ、その後、61 年の産業構造審議会産業資金部会答申において、企業の短期資金調達の一層の円滑化を図るため国内 CP 導入についての積極的な検討が求められたほか、同年 12 月の証券取引審議会答申においても、「CP の基本的性格、取扱業務、ディスクロージャーを含め、CP をめぐる諸問題について、今後検討が進められていくことが望ましい」と指摘されるなど、CP 市場創設の気運が高まった。こうした状況を踏まえ、有識者からなる CP 懇談会（大蔵省、証券・銀行両局長主催）が開催されて CP 市場の具体案について審議が進められ（62 年 4～5 月）、その検討を踏まえ、5 月の証券取引審議会総会及び金融制度調査会総会に具体案が示され了承された。国内 CP 市場は、その後、所要の準備作業を経て同年 12 月に創設された。CP 市場の創設は、企業に機動的、弾力的な短期資金調達手段を提供することにより、企業の資金調達の効率化が図られるとともに、投資家に対しても魅力ある短期の運用手段を提供するものであり、わが国の短期金融市場の一層の整備拡充に資するものである。

国内 CP 市場は発足後順調に拡大しており、昨年末における発行残高は、約 9 兆 3,000 億円に達している。国内 CP のルールについては、市場創設後 1 年を経過した昨年 12 月にその間の動向を踏まえて見直しが行われている。見直しの内容をも含めた発行ルールの概要は以下の通りである。

CP の商品設計

- (イ) 基本的な位置付け...優良企業が機関投資家等から無担保で短期の資金調達を行うための手段
- (ロ) 法的性格...約束手形
- (ハ) 発行期間...発足当初は 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内であったが、見直しにより 2 週間以上 9 ヶ月以内に拡大
- (ニ) 付利方式...割引方式
- (ホ) 額面...1 億円以上

発行、流通等

- (イ) 発行適格企業...発足当初は無担保普通社債発行適格基準を採用していたが、見直しによりこれに加えて CP 格付を導入。この結果、CP 発行適格企業は約 200 社から 400～450 社程度に拡大。
- (ロ) バックアップライン等...当初は原則としてバックアップラインの設定または金融機関の保証が義務付けられていた（一定の基準を満たす企業約 60 社については任意）が、見直しにより、バックアップライン設定の要否、その程度の判断について CP 格付や格付機関の判断に委ねる等、企業の個別性に応じた取扱いが可能となった。
- (ハ) 金融関連企業の CP 発行については当初は認められていなかったが、見直しにより発行適格基準を満たす証券金融会社の発行が認められた。なお、証券会社等の CP 発行については引き続き検討を行うこととされている。
- (ニ) 発行方式...販売人（金融機関、証券会社）を通じて行いうゆるディーラー・ペーパーに限ることとし、発行企業が投資家に直接販売するいわゆるダイレクト・ペーパーは認められていない。
- (ホ) 販売対象...金融市場の動向等に精通した機関投資家、事業法人とし、個人への販売は認められていない。

昨年 12 月の見直しにより、CP 市場が短期金融市場の重要なマーケットとして一層の健全な発展を遂げることが

期待されるところであるが、今後の市場動向等を踏まえ、1年後に再度の見直しを行う予定となっている。

(2) インターバンク市場の整備・拡充

コール・手形市場については、従来より、金利の弾力化・自由化、市場参加者のニーズに応じた取引形態の多様化等を図るための措置が講じられてきている。また、金融の自由化・国際化が進展する中で金融政策の有効性を確保するために金利機能の活用が一段と重要性を増しつつあり、こうした観点からも中央銀行がその金融政策運営を遂行するに際して中核的な役割を果たしているインターバンク市場の整理・拡充を図っていく必要性が高まり、これまで種々の措置が講じられてきている。

最近では、60年7月に翌日物、7日物の無担保コールを導入、同年8月、9月にはそれぞれ2、3週間物の有担保コール、無担保コールを導入、さらに、62年7月には2～6月物の無担保コールを導入している。さらに昨年11月には、従来1～6ヶ月であった手形取引に1ヶ月未満の手形取引を導入するとともに1～6ヶ月の無担保コール取引を導入、合わせて日本銀行は新たな金融調節手段として期間1ヶ月未満の手形オペレーションを開始した。

以上のような措置を通じて、インターバンク市場における無担保の短期資金の運用・調達手段が拡充されるとともに、CD、円転等他の短期金融市場とのより円滑な金利裁定が図られ、合わせて日本銀行によるきめ細かい金融調節の遂行が可能となったといえよう。

我が国の短期金融市場残高の推移

(単位：兆円，%)

		60年末	61年末	62年末	63年末
インタ バンク市場	コ ー ル	5.1	10.2	16.0	15.7
	手 形	14.7	13.5	13.1	18.0
	ドル コ ー ル	11.9	15.7	14.2	14.1
		(592 億)	(981 億)	(1,152 億)	(1,121 億)
オー プ ン 市 場	B A	0.03	0.02	0.01	0.01
	F B	0.0	0.9	0.9	1.0
	債 券 現 先	4.6	4.1	3.3	4.4
	C D	8.9	9.8	10.7	15.9
	T B	-	2.1	2.7	2.0
	C P	-	-	1.7	9.3
合 計	45.2	56.3	62.6	80.4	
対 名 目 G N P 比	13.9	16.8	17.7	21.7	

(注) 63年12月末は速報値

ドルコール()は、ドルベース。

C P に つ い て

	市 場 発 足 時 (62年11月)	見 直 し (63年12月) 後
基本的 位置付け	・優良企業が機関投資家等から無担保で短期の資金調達を行うための手段	・同 左
法 的 性 格	・約束手形	・同 左
期 間	・1か月以上6か月以内	・2週間以上9か月以内
付 利 方 式	・割引方式	・同 左
額 面	・1億円以上	・同 左
発 行 適 格 企 業	・無担保普通社債発行適格企業(約200社)等	・最上位のA-1等のCP格付取得企業(約350社)及び次位のA-2等の格付取得企業で純資産550億円以上のもの(約60社)(当面、従来の発行適格企業は、CP格付を取得しないで引続きCPを発行できるものとする。)
非上場企業の取扱い	・上場企業に限定。	・非上場企業であっても、3年以上証取法上の継続開示を行っている会社であれば発行が可能。
バックアップライン(BL)保証	・原則として、BLの設定または金融機関の保証が必要。 ・一定の基準を充足した企業(約60社)についてはBLの設置等を任意とする。	・同 左 ・同 左 ・最上位のA-1等のCP格付を取得し一定の数値基準を充足する企業(約40社)については、BLの設定を任意とするが、格付機関が一定割合のBLの設定を必要と判断する場合には、これを設定するものとする。 その余のCP格付取得企業については、発行額の50%のBL設定を必要とするが、格付機関が発行額の50%を超えるBLの設定を必要と判断する場合には、これを設定するものとする。
金融関連企業	・CP発行は当面行わない。	・証券金融会社は、上記の発行適格基準を充足する場合には、CPを発行できるものとする。
発 行 取 扱 い	・金融機関、証券会社	・同 左
販 売 対 象	・機関投資家等	・同 左
ディスクロージャー	・証取法上のディスクロージャーは不要だが、発行会社等の概要説明を交付。	・同 左 ・CP格付を受得している企業に対しては、当該CP格付、発行限度額、設定が必要なBLの割合及び実際に設定するBLの割合の開示を、また、CP格付を取得しないでCPを発行する企業に対しては、発行限度額及び発行残高の開示をそれぞれ必要とする。
流 通 取 扱 い	・金融機関、証券会社、短資会社	・同 左
税 制 上 の 取 扱 い	・印紙税：階級税率 ・源 徴：なし	・同 左

諸外国における主要な先物市場の概要

	米 国		英 国	シンガポール	オーストラリア
関 連 法 規 (制 定 年)	・商品取引法 (Commodity Exchange Act) (1936 年) 〔1974 年に商品先物取引委員会法 (Commodity Futures Trading Commission Act) により, また 1982 年に商品先物取引法 (Commodity Futures Trading Act) により改正が行われた〕		・ロンドン国際金融先物取引所 (LIFFE) 定款・規則 (1982 年)	・先物取引法 (Futures Trading Act) (1986 年)	・先物業者法 (Futures Industry Act) (1986 年)
取 引 所	シカゴ商品取引所 (CBT)	シカゴ・マーカントイル取引所 (CME)	ロンドン国際金融先物取引所 (LIFFE)	シンガポール国際金融取引所 (SIMEX)	シドニー先物取引所 (SFE)
設 立 年	1848 年 (1975 年に債券先物取引開始)	1874 年 (1972 年に通貨先物取引開始)	1982 年	1984 年	1960 年 (1979 年に BA 先物取引開始)
主 な 商 品	GNMA, T-bond, T-note メジャーマーケット Maxi 指数 NASDAQ100 指数 地方債指数	ポンド, ドイツマルク, 円, スイスフラン, T-bill, CD, 3 カ月ユーロドル定期預金, S&P500 種, S&P100 種, ECU	3 カ月ユーロドル定期預金ポンド, ドイツマルク, 3 カ月ポンド定期預金, 英国長期国債, スイスフラン, 円, FT 株価指数, 米国 T-bond, 英国短期国債, 日本長期国債 (7/13)	3 カ月ユーロドル定期預金, ドイマルク, 円, 日系 225 種指数	銀行引受手形, オーストラリア中長期国債, 米ドル, オーストラリア株価指数
会 員 資 格 ・ 定 数	・個人 (法人であっても個人名で登録) ・正会員のみ定数あり	・個人 (法人であっても個人で登録) ・定数あり	・個人, 法人いずれも可 ・定数あり	・個人, 法人いずれも可 ・定数あり	・個人, 法人いずれも可 ・正会員のみ定数あり

4 . 金融先物等場の整備

近年、金融の自由化・国際化の急速な進展を背景として、各種の金融取引に係る金利変動リスクや為替変動リスクが増大しており、金融機関や投資家等からのリスク・ヘッジ・ニーズが高まっている。我が国では60年に国債の先物取引が、また、62年には株式の先物取引が既に開始されているが、米国をはじめ主要先進国においては、金利、通貨等の多種多様な先物取引やオプション取引が活発に行われており、いまや金融先物・オプション市場は自由な金融市場には不可欠の重要なものとなっている。

こうした状況を背景として、証券取引審議会は62年5月に株価指数先物取引及び証券オプション取引の早期導入を図るべきであるとする報告書を、また、金融制度調査会及び外国為替等審議会は、同年12月に、今後金融先物市場を整備し、また海外金融先物取引の一層の自由化を行うことが適当であるとした合同報告書を、それぞれとりまとめた。

これらの報告書を踏まえ、以下のような基本方針の下で、新たに預金、通貨、株価指数、外国国債等に係る先物・オプション取引を導入し、証券、金融先物取引全体に関する制度の整備を図るため、「金融先物取引法」及び「証券取引法の一部を改正する法律」の二法案が国会に提出され、63年5月に成立し公布された。

有価証券に係る先物取引（先物にはオプションを含む。以下同じ）については、証券取引法の下で証券取引所において行う。

有価証券以外の金融商品に係る先物取引については、金融先物取引法の下で金融先物取引所において行う。

両市場の健全な発展を図るため、その参加者をできるだけ広範囲なものとし、金融先物取引においては先物取引（通貨の現物オプション取引を除く）への証券会社の参加を認め、証券取引所においては国債先物取引、外国国債先物取引への金融機関の参加を認める。

外国の先物専門業者については、国内、海外ともできるだけ簡素な形態で一法人による全商品取扱いが可能となるよう必要な措置を講ずる。

上記の証券法改正を受けて、昨年9月より東京・大阪両取引所において、それぞれ東証株価指数先物取引、日経平均株価先物取引が開始されたほか、金融先物取引についても本年6月の取引開始を目途に取引所開設のための準備が進められている（取引所創設時には、日本円短期金利先物、米ドル短期金利先物、日本円通貨先物の三商品が導入される予定）。

（参考）

金融先物取引法について

法制整備の背景

金融の自由化、国際化の進展に伴い、金融取引に係るリスク・ヘッジ・ニーズが拡大していることに対応し、また、我が国が国際的な金融市場としての役割を果たしていくため、金融先物市場の整備等を行うことが不可欠である。

金融先物取引法の概要

1. 目的

国民経済の適切な運営及び金融先物取引等の委託者の保護に資するため、金融先物取引所の制度を整備するとともに、金融先物取引業を営む者の業務の適正な運営を確保することにより、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等を公正かつ円滑にすることを目的とする。

2. 金融先物取引所

(1) 組織

金融先物取引所は会員組織の法人とし、その設立は大蔵大臣による免許制とする。

(2) 会員

金融先物取引所は、その定款で会員の資格に関する要件を定めることとする。

(3) 金融先物取引

金融先物取引所の業務規程の記載事項について所要の規定を設ける。

会員の取引証拠金の預託制度や清算制度を設けることができることとする。

市場操作の禁止等の規定を設ける。

(4) 金融先物取引の受託

会員は受託を行う場合金融先物取引所が定める受託契約準則に従わなければならない。

(5) 監 督

金融先物取引を公正かつ円滑に行うため所要の監督規定を設ける。

3. 金融先物取引業

(1) 開業規制

金融先物取引業は大蔵大臣による許可制とする。

(2) 行為規制

標識を掲示させ、広告等の規制を行う。

契約締結前の書面の交付等を義務付ける。

呑み行為や不当な勧誘行為の禁止等の規定を設ける。

(3) 監 督

委託者の保護のため金融先物取引業の監督に関し所要の規定を設ける。

(4) 金融先物取引業協会

委託者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者は金融先物取引業協会を設立できることとする。

4. その他

罰則、附則等所要の規定を設ける。

5. 制 度 問 題

(1) 背 景

通常、金融に対する規制の態様としては、対外取引規制、金利規制、業務規制の3つがあるとされている。我が国の場合、対外取引規制については、昭和55年に外国為替管理法が全面改正されて対外取引が原則自由となり、その後、円転規制の撤廃、ユーロ円取引の規制緩和等の措置が逐次講じられてきている。また金利規制については、貸出金利はほぼ完全に自由化されているほか、預金金利についても前述のように着実に自由化が進展している。これに対して、商品・業務規制の自由化に関しては、これまで、以下に述べるような既存の制度的な枠組みを尊重しつつ、それ以外の限界的・周辺の分野で相互乗入れを図るなどの工夫を凝らす形で進められてきているが、現行制度の基本的枠組みが急速なテンポで進展する自由化・国際化の潮流の中で、今後とも十分に対応できるものかどうか改めて見直す必要が生じてきている。

我が国の金融制度は、長短金融の分離、信託分離、外国為替専門銀行制度、中小企業専門金融機関制度、銀行・証券分離など金融機関の行なう業務の専門性に根差した様々な分離がなされている。確かに、欧米主要国においても、中小企業金融、住宅金融あるいは農林漁業金融などの一定の分野について専門金融機関が存在するのは事実であるが、我が国のように法制上明確に広範な業務分野規制を行っている例はほかにみられない。一国の金融制度はその国の歴史的な所産であり、それぞれの国の産業・経済構造等に多分に依存するものであって、諸外国との間で単純な横並び比較をすることが適当でないのは当然であるが、他方、一度出来上がった金融制度も、その後の経済構造の変化等に応じて弾力的に見直しを図られるべきであろう。近年、国民の金融資産の蓄積が進み、金利選好意識が高まりをみせるとともに、企業の財務活動も多様化、高度化している。また、国際的にも我が国経済が世界経済の中にあつてますますその重要度を高め、金融面でも世界の金融市場の一体化が進展する中でその門戸を開放し、海外の多様化、高度化する金融サービスに十分応えていくことが期待されている。こうした内外の経済環境の急速な変化、国際化の潮流の中で内外の多様化、高度化する金融ニーズに的確に応えられるような深みのある金融制度となるよう見直しを行っていく必要がある。

(2) 金融制度調査会・制度問題研究会報告

制度問題研究会の審議

金融制度調査会では、以上のような観点を踏まえ、我が国の専門金融機関制度を巡る問題点を整理することを目的に、昭和60年9月、学者、評論家、マスコミ関係者等の中立的立場にある人物をメンバーとする「専門金融機関制度をめぐる諸問題研究のための専門委員会」（制度問題研究会）を設置した。同委員会では約2年間に亘り、我が国金融制度の背景となる諸条件の変化と金融構造、金融制度との関係、経済構造や国民生活、国民意識に対応した資金循環、金融構造の変化、金融の自由化・国際化及び機械化の進展の金融機関経営、金融制度、金融慣行に及ぼす影響、金融の自由化、国際化等に伴って生じる金融機関制度の問題点（具体的には長期金融専門機関、信託分離、中小企業金融専門機関等、外国為替専門銀行）等について幅広く検討を行い、62年12月「専門金融機関制度のあり方について」と題する報告書を取りまとめた。

報告書の概要

(報告書の構成)

報告書は大きく分けて2つの部分から成っている。第1編では、「金融の証券化現象」「スワップ」「金融機械化の進展」「各種のリスク」等、近年の世界的な金融の潮流変化の中で、特に重要と考えられる論点を個別に取り上げて整理するとともに「ホールセールとリーティル」「ユニバーサルバンキング」「エコノミーズ・オブ・スコープ」「利益相反」「関連会社」等制度見直しに当たっての視点、留意点について論じている。第2編では、第1編の分析を踏まえて、本研究会に対する付託事項である長期信用銀行制度、信託銀行制度、外国為替専門銀行制度、相互銀行制度の4つの項目についてそれぞれ具体的な問題点の整理を行っている。

(第1編の概要)

- (イ) 我が国の金融制度は、専門機関等による分業制の下で戦後復興期、高度成長期を通じて経済各分野に効率的、安定的に資金を供給し我が国の経済発展に大きな寄与をなしてきたことは事実であるが、今後は、
- a. 国内の各金融市場の一体化が急速に進んでいる今日、企業その他の資金調達者の側からみて果して分業制、専門制を維持する必要があるかどうか、

- b. 預金者等の資金の出し手の側からみた場合、業態間の制度的な垣根により有利な金融商品、新しいサービスの開発が阻害されていないかどうか、
 - c. 金融のグローバル化の進展、内外金融の交流が行われている現状において、我が国に特有な制度が金融市場の空洞化をもたらすなどの問題を生じていないかどうか、といった問題について広い角度から検討することが必要である。
- (D) また、我が国の金融制度の検討に当たっては次のような要因についても十分考慮する必要がある。
- a. 欧米諸国におけるセキュリタイゼーションの流れの中で、我が国においても今後商品開発等の面において金融証券化への対応を進めていくことが望ましいが、その際、長短分離、信託分離などの制度について、この観点から改めて検討することが必要である。
 - b. 金融の自由化、国際化に伴い各種リスクが増大していることを背景として、自己資本比率規制の国際的協調が重要課題となっているが、我が国では例えば劣後債の発行や貸出債券の流動化について、長短分離制度等との関係を考慮する必要があるなどの制約がある。
 - c. スワップ取引の発展により、普通銀行が金融債によらずに長期固定金利の円資金を調達する方法が生まれ、こうした実態面での変化を踏まえ制度の見直しを行う必要がある。
 - d. 金融機械化の進展により金融機関が従来の制度の枠組みを超えた幅広い金融商品やサービスを提供することが可能となりつつあり、従来のままの分業制を維持する意味を改めて検討すべきである。
 - e. 近年金融業務の機能面の分化に着目して、ホールセール業務（卸売金融業務）とリーティル業務（小売金融業務）の区分が国際的に用いられている。ホールセール業務とは、金融機関が大企業、機関投資家、政府等を相手として大口の資金調達、運用を行うものであり、またリーティル業務とは主として個人を対象として、小口の預金業務を行うものであるが、欧米では各金融機関がそのいずれかへ特化していく傾向が見られる。
- (H) 更に、最近の各国における制度改革の考え方等も念頭におく必要がある。
- 例えばカナダでは銀行、信託会社、証券会社等の間に制度的な垣根が設けられているが、1987年6月には子会社等により各業態間の相互乗り入れを行っていくための法改正が行われた。

(第2編の概要)

(イ) 長期信用銀行制度

- a. 近年、長期信用銀行の短期貸出の比重が増加する一方、普通銀行の長期貸出の比重が増加し、融資面で両者の業務の同質化が進行している。
- b. 普通銀行においては長期貸出が増加することにより調達・運用の期間ミスマッチが拡大し、その結果金利変動リスクが増大している。
- c. 我が国の長短分離制度は主として調達面における分離であり、その中心をなすものは金融債である。金融債の発行は法制上、長期信用銀行にのみ限定されて認められており、その他の金融機関はこれを発行することができない。
- d. 長短分離制度の下では、普通銀行は中長期預金の創設、債権の流動化、劣後債の発行等に制約が課されており、金融業務分野の自由化を図る観点から、今後、長期信用銀行のあり方について広い角度から検討を行うべきである。

(ロ) 信託銀行制度

- a. 我が国における信託銀行の信託業務は、少なくともこれまでには金融業務の一形態として行われてきたが、国民の金融資産の蓄積とともに、信託銀行の財務管理機能が急速に強化されつつあり、本来の信託業務への展開が精力的に図られている。
- b. 信託銀行は、今後は専門性の追求及び総合金融サービスの提供という2つの異なった役割及び機能を併せて発揮していくことが可能である。
- c. 専門制、分業制の追求の道は決して一通りではなく、例えば利益相互の回避を図りつつ普通銀行が兼業等により参入し、競争を行うことを通じて各参加者が得意な分野に棲み分けられていく過程もあると考えられる。更には、金融機関が関連会社により信託業務を行う道もあるし、あるいはそれ以外にも方途はあるかもしれない。

- d. いずれにせよ、金融資産の蓄積に伴い今後増大するものと予想される信託分野への需要に的確に応えるためには、どのような方法が最も望ましいかとの観点から、今後論議を進めていくべきである。

(ハ) 外国為替専門銀行制度

- a. これまで外国為替専門銀行の有する専門性、中立性及び公共性が十分に機能し、貿易立国を金融面で支えるという制度の目的の実現に貢献してきたことは事実である。
- b. ただし経済の国際化が進み、外国為替や貿易取引が必ずしも特殊な業務ではなくなっている現状の下では、外国為替と貿易金融のために現行制度を拡充・強化する必要性はないものと思われる。
- c. 外国為替専門銀行制度の問題は金融債のあり方と密接に関連しており、したがって本問題については、国際金融の一層の円滑化の観点をも踏まえつつ、長期信用銀行制度と併せてその是非を論ずるべきである。

(ニ) 相互銀行制度

- a. 相互銀行と普通銀行との間の業務面での同質化が進んでいる。
- b. 都市銀行等による中小企業への資金供給は潤沢であり、相互銀行制度を廃止しても中小企業金融に支障が生ずるおそれは少ない。また、むしろ相互銀行の業務の拡大を通じて中小企業金融が促進されるのではないかと考えられる。
- c. 金融自由化、国際化の下において金融制度の枠組みは極力簡素なものとすることが望ましい。
- d. なお、当専門委員会において、相互銀行協会は全行一斉に普銀転換を希望している。
- e. 相互銀行の普銀転換については、特別の立法措置により一斉に普通銀行への転換を図る、合併転換法により、個別銀行の普通銀行への転換を遂げていく、の2通りの方法が考えられるが、いずれについても今後の検討が必要である。

(3) その後の検討状況

金融制度調査会では、この制度問題研究会の報告書を受けて、制度問題に関する今後の具体的な方策のあり方について検討を行うため、「金融制度第一委員会」及び「金融制度第二委員会」を設け、昨年2月下旬以降審議を進めている。

金融制度第一委員会

第一委員会では、相互銀行制度及び共同組織形態の金融機関（信用金庫、信用組合等）に係る制度のあり方について検討を行っている。昨年5月には「相互銀行の普銀転換に関する報告書」をとりまとめ、昨年6月の金融制度調査会に報告し、正式な調査会答申として大蔵大臣に提供された。この答申を受けて合併転換法の規定に基づく相互銀行の普通銀行への転換作業が進められ（68行中65行が転換申請）、このうち52行については本年2月に転換が実現したところである。

同委員会では、引続き昨年10月から、借金、信組等の協同組織金融機関のあり方について検討を進めている。なお、昨年12月には同委員会の下に協同組織金融機関の連合組織（全国信用金庫適合会等）の機能の充実についての検討を行うための作業部会が設置され、本年1月には同作業部会第一次報告「全国信用金庫連合会の債券発行について」が取りまとめられた。

金融制度第二委員会

制度問題研究会報告のうち、第一委員会の付託事項以外の問題（長期信用銀行制度、信託銀行制度等のあり方）について検討を行うこととされており、これまでに、諸外国の金融制度改革の動き、我が国専門金融機関制度の沿革と現状等についての事務局説明を終え、関係金融機関や金融制度のユーザーである企業、消費者の立場からの意見聴取などが行われ今後、こうした議論を踏まえさらに審議が深められていくこととなる。

6 . 自己資本比率規制の国際的統一

(1) 背景

金融の自由化、国際化の進展は、金融機関の収益機会を拡大し、個々の金融機関自身がその業務運営に当たって自らの創意工夫を生かす余地が拡大することを意味するが、他面、金融機関相互のみならず、非金融機関をも含めた競争の激化をもたらしている。また、国際業務の拡大、資金調達における市場性資金の増大、新たな金融商品、金融手法の導入等に伴って、金融機関は伝統的な信用リスクに加えて金利変動リスク、流動性リスク、為替リスク等各種の多様なリスクに直面することとなった。こうした金融機関の経営を巡る環境の著しい変化に伴い、各金融機関の経営の健全性の維持、金融システムの安定性の確保が重要な課題となっており、大蔵省においてもこのような観点から、昭和60年にまとめられた金融制度調査会答申「金融自由化の進展とその環境整備」を踏まえ、これまでも預金保険制度の整備・拡充、金融機関検査の充実、自己資本比率等の経営諸比率指導の見直し等の措置を講じてきたところである。しかしながら、近年、各国において金融の自由化が進展して国際的な資本移動が急拡大するとともに、各国金融機関の相互進出が活発化するなど、世界の金融市場の一体化、いわゆるグローバル化の傾向が顕著となってきている。こうした状況の下では、一国の金融市場において発生した信用不安が直ちに他の市場へ伝播する可能性が高く、従って、一国の金融システムの安定性を確保するためには、世界的なレベルでの金融システムの安定性を維持することが不可欠の前提であり、そのためには、銀行監督面においても国際的な統一の枠組みを築きつつ銀行監督当局間での協調を図っていくことが重要な課題となってきている。

また、国際的に活動している銀行間の平等な競争条件（level playing field）を確保するため、各国銀行監督当局による規制を平準化すべきである、との議論がなされるようになった。ことに、欧米各国は、邦銀の海外業務の急速な発展の背景には、我が国の自己資本比率規制が欧米に比べて緩いことがあるとの認識の下、競争条件の均衡化という観点から自己資本比率規制の共通化を強く求められてきた。

以上のような状況を背景として、主要国の銀行監督当局の間で銀行の自己資本比率規制の国際的統一を図る必要があるとの共通認識が持たれるに至り、国際的なレベルでの検討が精力的に進められ、昨年6月、自己資本比率規制の国際的統一のための基本的枠組みが合意された。

(2) 合意に至る経緯及び国内適用通達の発生

自己資本比率規制の国際的統一に関する合意及びこれを受けた国内適用通達発出に至る経緯は以下の通りである。

昭和62年1月、自己資本比率に関する米英共同提案が発表され、我が国その他のG - 10諸国に対してもこれに参加するよう要請があった。

他方、国際決済銀行（BIS）・銀行規制監督委員会（通称「クック委員会」）では、従来から銀行の自己資本比率規制の国際的統一について検討を進めてきていたが、米英共同提案の発表を機にその検討を本格化することとなった。

その後、累次にわたりバーゼル委員会等において検討が行われ、昭和62年11月、同委員会はその検討結果をとりまとめた報告書について基本的な合意に達し、12月10日、同提案がそのまま盛り込まれたペーパーが公表された。

本ペーパーは、国際統一規制を国内で適用するための技術的問題点等について各国の監督当局が銀行界と調整をする際の基準となるべきものと位置づけられ、各国の監督当局は、6ヶ月以内に自国金融界との協議を終えることとされた。

63年6月27～28日のバーゼル委員会において、各国金融界との協議結果を踏まえた総合調整が行われ、自己資本比率規制の国際的統一に関する基本的枠組みについて最終的な合意が得られ、7月15日、合意内容の詳細を記した報告書が公表された。

この合意を踏まえ、我が国では、昨年12月22日、自己資本比率、国際統一基準を国内適用するための通達が発出された。

(3) 新基準の基本的枠組み

バーゼル委員会の最終合意の概要及びその国内適用通達の骨子は別表の通りであるが、その基本的枠組みについて略述すれば以下の通りである。

リスク・アセット方式の採用

従来の我が国の自己資本比率規制は、いわゆる「ギアリソグ・レシオ方式」といって、自己資本比率の概念を「自己資本／総資産」ととらえ、これを一定水準以上とするよう指導してきた。今回採用された自己資本比率規制は、その分母を総資産ではなく、リスク・アセットとする「リスク・アセット・レシオ」を採用している。リスク・アセットとは、銀行の保有現金、貸付金、有価証券等の各資産項目について、その性質の違いに応じてリスクの大小を判定し、リスクの大きなものほど大きなリスク・ウェイト（0%、10%、20%、50%、100%の5段階）を掛け、これを合計した額とする。

オフ・バランス項目の計上

近年、金融機関の取引においては、スワップ、オプション等の金利・為替契約に基づくものをはじめとして、その貸借対照表に計上されないいわゆるオフ・バランス取引が増大しており、こうした取引に基づく資産項目についても、金融機関の資産の健全性に影響を及ぼすものであることを考慮して、リスク・アセットに取り込むこととした。

連結ベースでの規制

銀行本体のみではなく、銀行の子会社も含めて規制を行うこととしている。

(4) 今後の課題

自己資本比率規制・国際統一基準の適用を受ける我が国金融機関は、今後、定められた目標比率の達成に向けて、従来以上に自己資本の充実而努力するとともに、量的拡大から収益を重視した経営への転換を図っていくこととなる。このため、既に、各金融機関においては、分子である自己資本の充実を図るため、かつてないほどの多額の増資や転換社債の発行を行っているが、行政当局としても、金融機関が新たな国際統一基準に適応していくための努力を下支えする観点から、金融機関の自己資本調達手段の多様化及び債権流動化手段の充実のための具体的方策を検討していく必要があると考えられる。金融制度調査会「金融制度第二委員会」では、このような観点を踏まえ、昨年3月に作業部会を設け、具体的方策の検討を進めており、昨年5月には住宅ローン債権信託の拡充のための具体的措置について取りまとめが行われ、また昨年11月には我が国金融機関による優先株の発行についての報告書が、また、本年3月には、地方債の流動化に関する報告書が、とりまとめられた。

自己資本比率規制・国際統一基準の採用は、金融の自由化・国際化が進展する中で増大する金融機関の諸リスクへの対応として、重要な意義を有するものであるが、複雑化、多様化するリスクに対して自己資本比率規制の強化のみで対処できるものでないことは明らかであろう。そもそも、各金融機関において、例えば、ALM（資産・負債総合管理）等によるリスク管理体制を確立し、健全経営を確保していく必要があることはいうまでもない。また、機械化・情報通信技術の進歩に伴うエレクトロニクス・バンキングの普及は、単に個別金融機関レベルに止まらず、金融システム全体の安定性をいかに確保していくか、という新たな問題を惹起している。このように金融の自由化・国際化に伴うリスク増大の問題については、多面的な視点からの検討が不可欠である。こうした観点にたって金融制度調査会では、昨年9月、「金融リスク専門委員会」が設置され、幅広い審議を行っているところである。

（筆者は銀行局総務課課長補佐：文中意見にわたる箇所は個人的見解である。）

自己資本比率規制・国際統一基準の国内適用通達の骨子

1. 国際統一基準の適用対象

国際統一基準の適用対象は、海外営業拠点（支店・現地法人）を有する金融機関とし、自己資本比率は、次の算式によることとする。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本（基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目）}}{\text{バランスシート上の資産の各項目に一定のリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額 + オフ・バランス取引の各信用リスク相当額にリスク・ウェイトを乗じた額の合計額}}$$

ただし、海外営業拠点を有しない金融機関も継続して適用することを条件に国際統一基準を選択できるものとする。

（注）海外営業拠点を有しない金融機関で、国際統一基準の適用を選択しない金融機関に対しては、引続き現行の自己資本比率規制（ $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}}$ を1991年3月末までに4%程度以上とする）を適用する。

2. 目標比率

- 1988年3月末から1993年3月末前までの5年間を経過期間とし、このうち当初の3年間（1988年3月末から1991年3月末前まで）は、具体的な目標比率を設定しない。
- 1991年3月末から経過期間が終了する1993年3月末前までは7.25%以上という中間目標を設定する。
- 経過期間終了以降（1993年3月末以降）の最終目標比率を8.00%以上とする。

3. 自己資本の構成

- 基本的項目と補完的項目とに区分し、補完的項目は基本的項目の額を限度として自己資本に算入することができる。
- 基本的項目は、
原則として、資本勘定（非累積配当型永久優先株を含む。）とする。
- 補完的項目は、
有価証券の時価と帳簿価格との差額の45%相当額
貸倒引当金の額
劣後債等

4. 自己資本からの控除

自己資本比率向上のため、金融機関相互間において、資本調達手段（株式等）の意図的な持ち合いが行われていると認められる場合には、当該持ち合い相当額を自己資本（基本的項目と補完的項目の合計額）から控除する。

5. リスク・ウェイト

取引相手先の相対的な信用リスクに基づき、0%、10%、20%、50%又は100%の5種類のリスク・ウェイトを適用する。

[リスク・ウェイトの具体例]

リスク・ウェイト	資 産 項 目
0%	現金，OECD諸国中央政府向け債権（国債等）
10%	我が国の公共部門（地公体，政府関係機関）向け債権
20%	我が国以外のOECD諸国公共部門債権，OECD諸国銀行向け債権
50%	抵当権付住宅ローン
100%	上記以外の債権及びその他の資産

6. オフ・バランス取引項目

オフ・バランス取引についても，取引相手先の区分に応じたリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットに計上する。

7. 経過期間中における自己資本の割増計算

- (1) 1988年3月末から1991年3月末前までの経過期間の初期段階において自己資本比率を算定するに際しては，自己資本の基本的項目について，そのうち最大限25%（割増計算後の基本的項目の25%をいう。）までは，補完的項目を充当することによる割増計算をすることができる。
- (2) また，1991年3月末から経過期間が終了する1993年3月末前までの間は，自己資本の基本的項目について，そのうち最大限10%（割増計算後の基本的項目の10%をいう。）までは，補完的項目を充当することによる割増計算をすることができる。
- (3) 1993年3月末に経過期間は終了し，それ以降このような割増計算はできない。

自己資本比率規制・国際統一基準の主要点

事 項	概 要
1. 基本的枠組	<p>(1) 自己資本比率規制の算出方式 $\frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}} \times 100\% = \text{規制水準以上}$</p> <p>(2) 連結ベースでの規制 銀行本体のみではなく、銀行の子会社をも含めたところで（連結して）、自己資本比率を規制する。</p> <p>(3) リスク・アセット方式の採用 銀行の貸付金、有価証券等の資産項目について、その性質の違いによってリスクの大小を判定し、リスクの大きいもの程大きなウェイトを掛けて合計した額（リスク・アセット）を、自己資本比率算出上の分母とする。</p> <p>(4) オフ・バランス項目の計上 スワップ、オプション等の金利・為替契約に基づくものをはじめとして、銀行の貸借対照表に計上されていない資産項目（オフ・バランス項目）をも取り込んだ規制とする。</p>
2. 規制の対象	国際業務に携わる銀行。
3. 自己資本の構成項目	自己資本は、基本的項目（株式、準備金）と補完的項目（有価証券含み益、引当金等）に区分し、前者は無制限に、後者は前者と同額まで、自己資本に参入する。
4. 有価証券含み益の取扱い	その55%を控除して、補完的項目に算入。
5. 自己資本比率の目標基準	<p>当初（63/3）（具体的な規制水準は設けない。）</p> <p>中間目標（3年間経過後，66/3）7.25%</p> <p>経過期間終了後（68/3以降）8%</p> <p>[注] 有価証券含み益，引当金等の取扱いについて一定の経過措置（補完的項目の充当による基本的項目の割増し計算等）を設ける。</p>